

岩手県市町村総合事務組合規則第4号（令和元年5月15日公布）

市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成元年岩手県市町村総合事務組合規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
	<p><u>（平成31年4月1日の前日までの間に支給すべき事由が生じた補償等の特例）</u></p> <p><u>第36条 平成31年4月1日の前日までの間に支給すべき事由が生じた条例の規定による補償及び福祉事業（以下この項において「補償等」という。）のうち、平成31年4月1日前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた補償等の額（条例の規定による年金たる補償並びに第23条の規定による年金たる傷病特別給付金、障害特別給付金及び遺族特別給付金（以下この項において「年金たる補償等」という。）にあつては、条例第20条において例によることとされる地方公務員災害補償法第40条第3項に規定する支払期月（同項ただし書に規定する場合にあつては、同項ただし書の規定により支払うものとされる月。以下この項において「支払期月」という。）にそれぞれ支払われた額の合計額）は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）及び第3号に掲げる額を第2号に掲げる額に加えた額とする。</u></p> <p><u>(1) 平成31年4月1日以後に算定された</u></p>

改正前	改正後												
	<p><u>補償基礎額を基礎として支払われる額（年金たる補償等にあつては、支払期月にそれぞれ支払われる額の合計額）</u></p> <p><u>(2) 平成31年4月1日前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた額（年金たる補償等にあつては、支払期月にそれぞれ支払われる額の合計額）</u></p> <p><u>(3) 次のア又はイに掲げる補償等に関する区分に従い、当該ア又はイに定めるところにより算定される額</u></p> <p><u>ア 年金たる補償等 第1号の支払期月にそれぞれ支払われる額から第2号の支払期月にそれぞれ支払われた額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に、当該年金たる補償等の支給の対象とされた月を基準として別表第3に定める率を乗じて得た額の合計額</u></p> <p><u>イ 年金たる補償等以外の補償等 第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に、同号に掲げる額が支給された日を基準として別表第3に定める率を乗じて得た額</u></p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、同項の規定による支給の実施のために必要な事項は、管理者が定める。</u></p>												
別表第2（第11条の3関係）	別表第2（第11条の3関係）												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="165 1753 293 1850">介護を要する状態の区分</th> <th data-bbox="296 1753 552 1850">介護を受けた日の区分</th> <th data-bbox="555 1753 791 1850">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="165 1854 293 2063">常時介護を要する状態</td> <td data-bbox="296 1854 552 2063">(1) 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）</td> <td data-bbox="555 1854 791 2063">その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が105,290円を超えるときは、105,290円）</td> </tr> </tbody> </table>	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	常時介護を要する状態	(1) 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が105,290円を超えるときは、105,290円）	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="804 1753 932 1850">介護を要する状態の区分</th> <th data-bbox="935 1753 1190 1850">介護を受けた日の区分</th> <th data-bbox="1193 1753 1430 1850">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="804 1854 932 2063">常時介護を要する状態</td> <td data-bbox="935 1854 1190 2063">(1) 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）</td> <td data-bbox="1193 1854 1430 2063">その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が165,150円を超えるときは、165,150円）</td> </tr> </tbody> </table>	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	常時介護を要する状態	(1) 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が165,150円を超えるときは、165,150円）
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額											
常時介護を要する状態	(1) 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が105,290円を超えるときは、105,290円）											
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額											
常時介護を要する状態	(1) 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が165,150円を超えるときは、165,150円）											

改 正 前		改 正 後			
	(2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が57,190円以下であるときに限る。）	月額57,190円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）	(2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が70,790円以下であるときに限る。）	月額70,790円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）	
随時介護を要する状態	(1) 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が52,650円を超えるときは、52,650円）	随時介護を要する状態	(1) 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が82,580円を超えるときは、82,580円）
	(2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が28,600円以下であるときに限る。）	月額28,600円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）		(2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が35,400円以下であるときに限る。）	月額35,400円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）

別表第3（第36条関係）

算定対象日が属する期間の区分	率
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	0.11
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	0.09
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	0.08
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	0.06
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	0.05
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	0.04
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	0.03
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	0.02
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	0.01
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	0.01
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	0.01
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	0.01
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	0.01

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の第36条及び別表第2の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- この規則による改正後の別表第2の規定は、平成31年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。